

四日市市立富田中学校部活動指導方針

1 部活動に関する基本的な考え方

(1) 部活動の意義

心身ともに大きく成長する中学生期において、興味・関心のあるスポーツや文化的活動で、仲間とともに一つの目標に向かって取り組むことのできる部活動は、非常に教育的効果の高い活動である。大会やコンクール等に向けて努力することは、困難に打ち勝とうとする強い精神力を養ったり、心・技・体を向上させたりするなど、部活動が担う役割は大きいものである。

また、異学年が目指す目標を一つにして集団を形成し取り組む部活動は、仲間づくりの視点からも効果的であり、コミュニケーション力の育成にも大きな役割を果たすといえる。

このように、部活動の果たす役割は大きく、中学校における学校教育活動に欠かすことのできないものとなっている。

(2) 部活動の位置づけ

中学校の部活動は、中学校学習指導要領において、以下のように位置付けられている。

○中学校学習指導要領（平成29年3月公示）【抜粋】

第1章 総則 第5 学校運営上の留意事項

1 教育課程の改善と学校評価、教育課程外の活動との連携等

ウ 教育課程外の学校教育活動と教育課程の関連が図られるように留意するものとする。特に、生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動については、スポーツや文化、科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものであり、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意すること。その際、学校や地域の実態に応じ、地域の人々の協力、社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携などの運営上の工夫を行い、持続可能な運営体制が整えられるようにするものとする。

第2章 各教科 第7節 保健体育 第3 指導計画の作成と内容の取扱い

2 第2の内容の取扱いについては、次の事項に配慮するものとする

(6)第1章総則の第1の2の(3)に示す学校における体育・健康に関する指導の趣旨を生かし、特別活動、運動部の活動などとの関連を図り、日常生活における体育・健康に関する活動が適切かつ継続的に実践できるよう留意すること。

部活動は教育課程外の活動ではあるものの、その教育的効果から、教育課程との関連を図り取り組むことが求められている。

(3) 学校教育目標

- ・教育目標 「確かに生きる」
- ・目指す生徒像
 - ☆「確かに生きる力」をそなえた生徒
 - ☆ 互いに認め合い、支え合い、高め合える生徒

(4) 部活動目標・活動方針

- ・教育目標をふまえた部活動における目標・ねらい
 - 【部活動を通して、確かに生きる力を身に着ける】
 - ① 運動や文化的活動の楽しさを味わうとともに、技能や知識の習得を目指す。
 - ② 仲間と協力し継続的に活動することを通じて、達成感や喜びを共有する。
- ・活動方針
 - 【次の内容の達成を目指し、部活動に取り組む】
 - ① 自立的な態度、及び他者と協働していく態度を育成する。
 - ② 生活習慣の確立、及び体力の維持、健康の保持増進を図る。
 - ③ 充実感や達成感を味わわせ、充実した学校生活を過ごさせる。
 - ④ 目標に向け継続して努力させ、生涯に通ずる基本的技能や知識を習得させる。
 - ⑤ 協調性、責任感、連帯感などを養い、豊かな人間関係や社会的資質を培う。

2 具体的な指導

(1) 部活動計画の作成

顧問は、部活動の年間活動計画及び月間活動計画を作成し、生徒や保護者に提示する。

- ① 年間活動計画の作成
 - ・ 年間を見通してどの時期にどのような活動を行うかを明確にし、校長に提出して承認を受けるとともに、生徒・保護者に提示する。校長への提出、及び生徒・保護者への提示は4月中に行う。
 - ・ 参加する大会やコンクール等は、教育的意義や生徒及び部活動顧問の負担の観点から、年間を通して精査し、参加することが望ましい。
- ② 月間活動計画の作成
 - ・ 年度当初に提示した年間活動計画をもとに月間活動計画を作成し、校長に提出して承認を受けるとともに、生徒・保護者に提示する。校長への提出、及び生徒・保護者への提示は前月中に行う。

(2) 休養日・活動時間の設定

休養日及び活動時間については、生徒及び教員の健康面を考慮し、以下の通りとし、各部において確実に実施するものとする。

※ 1 週間のうち、少なくとも 2 日を休養日とする。うち、1 日は土日に設定する。

【休養日】

① 平日の休養日について

- ・平日に設ける休養日については、学校で定めた部活動停止日（職員会議、校内研修会等）と兼ねることができる。ただし、定期テスト前の部活動停止期間のまとめ取りによる設定は認めない。
- ・平日の休養日は、活動場所の関係から学校全体で同一日に設定するのではなく、部活動単位で決定することも可とする。
- ・休養日は計画的に設定するが、屋外で活動する部活動が雨天のため、急きょその日を休養日に変更することはやむを得ないものとする。

② 土日の休養日について

- ・基本的に土日のどちらかは休養日とする。
- ・大会やコンクール等の直前週の土日の活動については、生徒及び教員の健康面を十分配慮した上で、両日とも実施することを可とする。ただし、校長の承認を得るとともに、大会やコンクール等終了後に、可能な限り代替休養日を設ける。
- ・3 日以上の日が連続する場合は、2 日に対して 1 日の休養日を設定する。

③ 長期休業中の休養日について

- ・1 週間のうち、2 日を休養日とする。

【活動時間】

① 平日の活動時間について

- ・放課後の練習は、2 時間以内とする。
(前後合わせて 30 分程度の準備と片付けは活動時間に含まないものとする)
やむを得ず活動時間が 2 時間を超える場合は、校長の承認を得る。ただし、実施においては、生徒及び教員の健康面を十分配慮する。
- ・朝練習を実施する場合は、説明会や文書等において、その意義や効果等を保護者に説明し、十分な理解を得る。練習開始時間は、7 時 30 分以降とする。
※生徒や家庭の過重負担にならないように配慮する。

② 週休日及び休日（長期休業期間を含む）の活動時間について

- ・原則、3 時間程度とする。
- ・活動内容（大会・練習試合・コンクールへの参加など）により、活動時間が 3 時間を超える場合は、校長の承認を得る。また、実施においては、生徒及び教員の健康面を十分配慮する。

（３）事故防止と安全管理

① 適切な休憩時間の設定

過度な運動等にならないよう、適宜休憩時間を確保するなどし、生徒の健康面に配慮した活動の計画的な実施に努める。少なくとも１時間に１回以上の休憩時間を設けることが望ましい。

② 活動スペースの確保

活動中の事故未然防止に向け、活動スペースを十分確保し、危険な行動をとることがないように、指導を徹底する。

③ 施設・用具等の点検

活動場所や施設、用具等の安全点検を毎月１回実施する。使用頻度の高い施設や用具については、毎月複数回点検を実施することが望ましい。

④ 事故発生の場合

万が一事故が発生した場合は、救急車を要請するなど生徒の命を最優先した対応を取る。

（４）保護者・地域との連携

- ① 部活動の方針や活動日程などについて、年度当初に保護者会等を持つなどして丁寧に説明し、理解を得る。
- ② 学校ホームページや部活動便り等を有効活用し、部活動の様子を定期的に保護者に発信し、理解を得る工夫をする。
- ③ 部活動を運営する上で経費の必要性が生じた場合は、事前に保護者に文書等を配付するなどして理解を得る。
- ④ 対外的な活動（練習試合、大会、コンクール等）については、保護者への応援依頼を積極的に行う。
- ⑤ 活動中に生徒に問題が発生した場合、家庭訪問等により丁寧に説明する。
- ⑥ 活動中の怪我については、軽いと考えられる怪我でも必ず保護者に連絡し、必要に応じて家庭訪問等により丁寧に説明する。
- ⑦ 部活動を持続可能なものとするため学校や地域の実態に応じて各種団体と連携を図り、部活動に取り組むことが望ましい。また、地域との連携を図った部活動の実施について保護者に理解と協力を促すよう努める。

（５）合同チームの取り組み

- ① 自校だけでチームとして対外試合等に参加できない場合は、他校と合同チームを組み、活動することができる。ただし、その場合は校長の承認を得る。
- ② 他校と合同チームを組む場合は日常における活動日及び活動場所を顧問間で調整し、決定については校長の承認を得る。
- ③ 他校と合同チームを組む場合は部員や保護者の思いを必ず掌握し、理解を得るよう努める。
- ④ 合同チームを組む場合は、大会やコンクール等への出場についてその可否を事前に主催者に確認する。
- ⑤ 合同チームが自校を離れて活動を行う場合、移動中の事故等に十分注意する。万が一事故があった場合は、保護者への連絡や救急車の要請など適切な対応を取る。

3 設置部活動、及び確認事項

(1) 設置部活動

- ・体育系部活動（9）、文化系部活動（3）、その他の部活動（1）の13部をおく。
【体育系部活動】野球部、サッカー部、陸上競技部、硬式テニス部（男）、ソフトテニス部（女）
バレーボール部（女）、バスケットボール部、剣道部、卓球部（男）
【文化系部活動】美術部、家庭部、吹奏楽部
【その他の部活動】校外活動部
※校外活動は週4回程度の部活動に相当する活動を行い、「校外活動参加届」を提出する。

(2) 設置基準

- ・部活動の成立条件は5名以上で、体育系部活動については試合成立人数を満たしている場合（合同チームを含む）とする。条件を満たさない場合は、職員会議で検討する。

(3) 入部と退部および転部

- ・原則、全ての生徒がいずれかの部活動に所属する。毎年度4月に、保護者の承認の下、部活動登録を行う。基本的に3年間同じ部活で活動することが望ましいが、諸事情により途中で転部する場合は、本人・保護者・顧問・担任等とよく相談し、必要な手続きをとる。

(4) 顧問

- ・原則全教員がいずれかの部活動の顧問を担当する。
- ・外部指導者については、学校長の許可のもとで、該当部活動顧問が、職員会議に提案して承認を得るものとする。
- ・大会の引率については、全教職員で協力して対応する。

(5) 経費

- ・部活動予算を計画的に支出し、各顧問で適切な予算管理を行う。
- ・生徒の旅費や大会参加費等の規定
 - ①中体連の三泗地区予選、及びその他に年一回定められた大会については、登録メンバーの大会参加費と交通費を生徒派遣費より補助する。
 - ②県大会以上の大会に参加の場合は、大会参加費と交通費を部活動後援会費より補助する。
 - ③校外活動部に所属で県大会以上に出場の場合、大会要項と予選結果の書類を添えて申請されたものについて、1大会に限り学校で検討をし、交通費・大会参加費を20,000円上限として援助する。
- ・ユニフォームの購入について
以下の順番で、予算の範囲で2～3の部活動等のユニフォームを購入していく。
 - ①駅伝 ②ソフトテニス ③男子バスケットボール ④硬式テニス ⑤女子バスケットボール
 - ⑥卓球 ⑦バレーボール ⑧サッカー ⑨野球 ⑩陸上競技 ⑪剣道

(6) 練習時間

- ・月別の部活動終了時刻、完全下校時間の一覧表

期 間	終了時刻	完全下校時刻
4月～8月	17:45	18:00
9月	17:30	17:45
10月～新人戦	17:15	17:30
新人戦～1月末	16:30	16:45
2月	17:00	17:15
3月	17:30	17:45

※午前中に授業が終わる場合は、15:30終了、15:45完全下校

- ・定期テスト期間

定期テストの期間は、1週間前からテスト終了までの間は活動を行わない。但し、大会などでテスト期間中に活動をする必要がある場合は、人数・時間・内容について精選した提案を職員会議で協議の上で活動を認める。

(7) 活動場所

- ・各部活動の主な活動場所は下記のとおりとする。

野球部	運動場	サッカー部	運動場
バスケット部	体育館	卓球部	体育館
バレー部	体育館	剣道部	武道場
ソフトテニス部	テニスコート	テニス部	テニスコート
陸上部部	運動場	家庭部	被服室
吹奏楽部	音楽室	美術部	美術室

- ・部室、更衣場所、活動中の荷物の管理について等

部室・・・外の部活動はクラブハウスを使用。体育館部活動は体育館の更衣室を使用する。

更衣場所・・・外の部活動は必要に応じて教室棟の更衣室を使用する。

体育館の部活動は、体育館の更衣室等を使用する。

活動中の荷物の管理・・・各部活動で指示された場所でまとめて管理する。

体育館ローテーション表

A 日課の週						
	月	火	水	木	金	
2 分の 1	男バス	卓球	女バス	バレー	男バス	4 分の 1
					卓球	4 分の 1
4 分の 1	女バス	女バス	男バス	男バス	女バス	4 分の 1
4 分の 1	バレー	バレー	卓球	卓球	バレー	4 分の 1
O F F	卓球	男バス	バレー	女バス	---	O F F
B 日課の週						
	月	火	水	木	金	
2 分の 1	卓球	男バス	バレー	女バス	男バス	4 分の 1
					卓球	4 分の 1
4 分の 1	女バス	女バス	男バス	男バス	女バス	4 分の 1
4 分の 1	バレー	バレー	卓球	卓球	バレー	4 分の 1
O F F	男バス	卓球	女バス	バレー	---	O F F

※学校行事等の関係で上記以外のローテーションの場合もあるので、その際は事前に通知する。

(8) 対外試合

- ・生徒への配慮とともに保護者の負担も考慮し、年間を通して参加する大会や対外試合を精選し計画的に参加する。
- ・部活動顧問による自家用車等で生徒を送迎することは一切認めない。